議第９１号

上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本市上水道事業給水条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和５年（２０２３年）１２月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市上水道事業給水条例（昭和３３年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項ただし書を次のように改める。

ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

第１３条第２項を次のように改める。

２　工事費を工事申込者が負担した給水装置のうち、公道部分に属する給水装置の所有権は、本市に属する。

第４章の章名を次のように改める。

第４章　料金、加入金及び手数料

第２５条第１号の表中

「

803円	10立方メートルまで
825円	55円
1,430円	11立方メートル以上
4,400円	25立方メートルまで
8,800円	172.7円
18,700円	26立方メートル以上

55,000円	50立方メートルまで
220,000円	206.8円 51立方メートル以上 100立方メートルまで 242円 101立方メートル以上 277.2円
100立方メートルまで 2,431円	101立方メートル以上 24.2円
1立方メートル当たり277.2円	

」を

「

1,045円	10立方メートルまで
1,078円	66円
1,815円	11立方メートル以上
5,511円	25立方メートルまで
10,978円	221.1円
22,913円	26立方メートル以上
68,090円	50立方メートルまで
266,354円	265.1円 51立方メートル以上 100立方メートルまで 309.1円 101立方メートル以上 354.2円
100立方メートルまで 3,099円	101立方メートル以上 30.8円
1立方メートル当たり354.2円	

」に改め、同条第３号中「１，３６４円」を「１，７３９円」に改める。

第３２条の２第４項を削る。

第３２条の３を次のように改める。

第３２条の３　工事申込者の申込みに伴い配水管の延長及び入替工事をする場合、その工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

２　工事申込者が工事費を負担した場合であっても、配水管の所有権は、本市に属する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第13条第1項ただし書及び第32条の3第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の工事申込みに係る工事の費用負担について適用し、施行日前の工事申込みに係る工事の費用負担については、なお従前の例による。

3　この条例による改正後の第25条第1号及び第3号の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日前から継続して水道を使用しているものに係る料金であって、施行日の属する料金算定期間に係る料金については、改正前の第25条第1号及び第3号の規定により算定した額とする。

新潟県柏崎市上水道事業給水条例（昭和３３年７月１日条例第２６号）

改正後

（工事の費用負担）

第13条　給水装置の工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

２　工事費を工事申込者が負担した給水装置のうち、公道部分に属する給水装置の所有権は、本市に属する。

第４章　料金、加入金及び手数料

（料金）

第25条　新潟県柏崎市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第42号）第３条第２項に規定する水道事業により水の供給を受ける者の料金（消費税等相当額を含む。）は、次の区分により算定した金額とする。

（１）　専用給水装置

類別	用途及びメーターの口径		１か月基本料金	１か月従量料金（１立方メートル当たり）
１類	一般用	13ミリメートル	1,045円	10立方メートルまで
	工業用	20　〃	1,078円	66円
	その他	25　〃	1,815円	11立方メートル以上
		40　〃	5,511円	25立方メートルまで
		50　〃	10,978円	221.1円
		75　〃	22,913円	26立方メートル以上

改正前

（工事の費用負担）

第13条　給水装置の工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）は、工事申込者の負担とする。ただし、道路を横断する部分の給水管工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）については、工事申込者の申込みにより給水管の位置替えを行った場合を除き、市の負担とする。

２　前項ただし書の規定に基づき工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）の全部又は一部を工事申込者が負担した場合であっても、その所有権は、本市に属する。

第４章　料金、加入金、配水管工事負担金及び手数料

（料金）

第25条　新潟県柏崎市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第42号）第３条第２項に規定する水道事業により水の供給を受ける者の料金（消費税等相当額を含む。）は、次の区分により算定した金額とする。

（１）　専用給水装置

類別	用途及びメーターの口径		１か月基本料金	１か月従量料金（１立方メートル当たり）
１類	一般用	13ミリメートル	803円	10立方メートルまで
	工業用	20　〃	825円	55円
	その他	25　〃	1,430円	11立方メートル以上
		40　〃	4,400円	25立方メートルまで
		50　〃	8,800円	172.7円
		75　〃	18,700円	26立方メートル以上

改正後	改正前

改正後

		100 〃	68,090円	50立方メートルまで 265.1円
		100 〃 超	266,354円	51立方メートル以上100立方メートルまで 309.1円 101立方メートル以上 354.2円
2類	一般公衆浴場用		100立方メートルまで 3,099円	101立方メートル以上 30.8円
3類	船舶給水用		1立方メートル当たり354.2円	

備考　表中の「一般公衆浴場用」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、入浴料金の価格について、統制を受けるものをいう。

（2）　（略）

（3）　私設消火栓

消防演習１回10分1,739円（消費税等相当額を含む。）。ただし、火災に使用するものは、無料とする。

（加入金）

第32条の２　（略）

２・３　（略）

改正前

		100 〃	55,000円	50立方メートルまで 206.8円
		100 〃 超	220,000円	51立方メートル以上100立方メートルまで 242円 101立方メートル以上 277.2円
2類	一般公衆浴場用		100立方メートルまで 2,431円	101立方メートル以上 24.2円
3類	船舶給水用		1立方メートル当たり277.2円	

備考　表中の「一般公衆浴場用」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、入浴料金の価格について、統制を受けるものをいう。

（2）　（略）

（3）　私設消火栓

消防演習１回10分1,364円（消費税等相当額を含む。）。ただし、火災に使用するものは、無料とする。

（加入金）

第32条の２　（略）

２・３　（略）

４　前３項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき上水道新設工事分担金を徴収する上水道の区域については、加入金は徴収しない。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第32条の３　工事申込者の申込みに伴い配水管の延長及び入替工事をする場合、その工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。</td><td>第32条の３　工事申込者の申込みに伴い配水管の延長及び入替工事をする場合、その工事費が次に定める基準による本市負担額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた額を配水管工事負担金として工事申込者から徴収する。
<table>
<tr><th>メーターの口径</th><th>水道メーター１個につき本市の負担する金額</th></tr>
<tr><td>13ミリメートル</td><td>41,000円</td></tr>
<tr><td>20　〃</td><td>61,000円</td></tr>
<tr><td>25　〃</td><td>82,000円</td></tr>
<tr><td>40　〃</td><td>205,000円</td></tr>
<tr><td>50　〃</td><td>410,000円</td></tr>
<tr><td>75　〃</td><td>616,000円</td></tr>
<tr><td>100　〃</td><td>821,000円</td></tr>
<tr><td>100　〃　超</td><td>2,053,000円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>２　工事申込者が工事費を負担した場合であっても、配水管の所有権は、本市に属する。</td><td>２　工事申込者の申込みに伴い配水管の延長及び入替工事をする場合、将来その配水管から分岐する工事申込者（以下「追加工事申込者」という。）も考慮して配水管工事を行うときは、企業管理規程で定める配水管工事負担金を工事申込者及び追加工事申込者から徴収する。
３　第１項の規定にかかわらず住宅団地造成業者等が工事申込みをした場合には、全額工事申込者の負担とする。
４　第１項の規定に基づき工事申込者が負担した配水管の所有権は、本市に属する。</td></tr>
</table>